

講師料および実務委員活動費等の規定

(総則)

第1条 日本神経生理検査研究会(以下「本会」という)が開催する講習会の講師料、交通費、および実務委員活動費等は、この規定の定めるところによる。

(講師料内容)

第2条 この規定に定める講師料は、次のとおりとする。

- 1) 講師料は講師料および資料費・連絡郵送費として、相当の謝金を支払うものとする。
- 2) 医師の場合 : 上限を 30,000 円とする。
- 3) 技師の場合 : 上限を 20,000 円とする。
- 4) 交通費の支給については、各支部の判断に委ねるものとする。
支給する場合は、上限を 10,000 円とする。

(執行部役員等の活動費)

第3条 本会の年度事業として行う講演会、研修会などの執行部役員等の活動費は、予算に計上された額を参考に支給する。

(実務委員の活動費)

第4条 本会研究会活動として行う事業において、当日の実務委員には活動費を支給する。
上限を一日 3,000 円とする。
交通費等の補助については各支部の判断に委ねるものとする。

(支部講演会, 研修会, 講習会等の事業)

第5条 各支部で開催する、講演会・研修会・講習会等の事業での参加費や講師料等については、第 2 条を参考にして各支部の判断に委ねるものとする。

(改訂について)

第6条 社会情勢の変化により上記の額が不相応となった場合には、その年度の総会もしくは評議員会において提案し承認を受けることとする。

第7条 この内部規定は第 10 回平成 17 年度総会(京都)にて承認された。
この規定は、平成 17 年 5 月 12 日より施行する